

平成30年度京都市はぐくみ推進審議会 第2回幼保推進部会
会議録

日 時	平成31年2月27日（水） 10：00～12：30
場 所	京都市子育て支援総合センターこどもみらい館4階 第1研修室
出席者	井上直樹委員，川北典子委員，中島久子委員，西恵味委員，升光泰雄委員，丸橋泰子委員，水谷裕美委員，矢島里美委員，吉田正幸委員（50音順）
欠席者	河原善雄委員，野田美穂子委員，藤本明弘委員，安井雅子委員
次 第	議題 1 市民ニーズ調査結果について（報告） 2 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みについて（意見聴取） 3 子ども・子育て支援新制度施行後の経過措置に係る取扱いについて（意見聴取） 4 幼児教育・保育の無償化における認可外保育施設等の取扱いについて（報告）

○谷口課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、京都市はぐくみ推進審議会 第2回幼保推進部会を始めさせていただきます。

皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、保育利用調整課長の谷口と申します。

本日の会議につきましては、市民の皆様には議論の内容を広くお知らせいただくため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

また、本日、河原委員、野田委員、藤本委員、安井委員におかれましては、所用のため欠席されとの連絡をいただいております。

また、本日、御出席いただいた委員の中には、部会の日程調整におきまして、あらかじめ他の日程が入っていたにもかかわらず、本日の部会に御出席いただきましたことについて、あらためて御礼申し上げます。

「京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則」第4条第3項におきまして、部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととされておりますが、本日は、委員13名中9名の方の御出席をいただいておりますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室長の荒木より御挨拶申し上げます。

次に、本日の資料についてでございます。

本日の資料につきましては既に配布させていただいているところですが、もしお持ちいただいていない委員がおられましたら、事務局までお声かけいただきますようお願いいたします。

また、本日、席上に追加配布させていただいておりますのは、9月に実施した市民ニーズ調査結果のうち、小学校入学前児童調査と小学生児童調査の全ての調査項目をとりまとめた報告書案でございます。

それでは、本日の議事に移らせていただきます。

ここからの議事進行につきましては、川北部会長をお願いしたいと存じます。

川北部会長、よろしくお願いいたします。

○川北部会長

それでは、以後、わたくしの方で進行させていただきます。

本日は、「市民ニーズ調査結果について」、「幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みについて」、「子ども・子育て支援新制度施行後の経過措置に係る取扱

いについて」、「幼児教育・保育の無償化における認可外保育施設等の取扱いについて」の4つの議題を予定しております。

会議の予定としては12時までを目途として進めてまいります。限られた時間の中でできる限り多くの御意見をいただくため、効率的な議事運営に御協力をお願いいたします。

それでは、まず、一つ目の議題は報告事項とのことですが、「市民ニーズ調査結果について」、事務局から説明をお願いします。

■市民ニーズ調査結果について

事務局（酒崎私立幼稚園振興課長）から、資料1、参考資料1、参考資料2を用いて説明。

○川北部会長

それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。発言に当たりましては、まずお名前をお願いいたします。

[発言なし]

○川北部会長

それでは、今のところも踏まえまして、次のところにいきたいと思います。二つ目の議題の「幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みについて」のうち、子ども・子育て支援事業計画の全体像と、幼児教育・保育の量の見込みについて、事務局から説明をお願いします。

■「幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みについて」のうち、子ども・子育て支援事業計画の全体像と、幼児教育・保育の量の見込みについて

事務局（長谷川幼保企画課長）から、資料2、資料2-1、資料2-2、参考資料3を用いて説明。

○川北部会長

ただいまの説明と先ほどの議題に関しましてもご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

○吉田委員

個人的な希望ということで申し上げます。提供区域の見直しに関しまして、一票の格差みたいな話で、当然妥当だと思いますが、運営上、可能な限り利用されるご家庭の立場に立って、いくつかの自治体の例で言えば、徒歩又は自転車で15分から20分で通えるといったようなことを一つの目安みたいなことをしておりますので、面積も客観的な数字ではあ

りますが、それにプラスしてそこまで具体的にする必要はないですが、利用者にとって通いやすいかどうかということ運用上配慮していただけるといいと思います。

それから量の見込み、確保策で関係したところで、女性就業率が上がる事と同時に、無償化をどこまで読むのか非常に悩ましい問題だと正直思います。今回のアンケートを回答された方も無償化をリアルに把握されているわけではないので、難しいと思います。類似の調査でもう少し無償化を踏み込んで聞いている自治体で私が関わっているところがいくつかございまして、その結果をみると、若干、保育時間が長くても短くても無償化でございますので、結果的には長くなる傾向が当然出てくる。京都市の場合は、保育標準時間、短時間のみならず保育時間に応じて費用が比例しているため、それがかなり抑制的な効果を持っていると思いますが、これが全てゼロということになると多分、利用の感覚が変わる。それを量の見込みとしてどう読み込むかが一つ。その際に品川区の場合ですと、1号子ども、幼稚園利用プラス預かり保育も無償になりますので、実は長時間化の中で、品川区のご家庭の場合は幼稚園プラス預かり保育の希望がかなり高い割合が出まして、これは地域性があるかとは思いますが、一概には言えませんが、単なる長時間化ということよりも1, 2, 3号の利用自体が動く可能性がある。読み込むことは非常に難しいとは思いますが、その辺の配慮をしていかないと、いけないのではないかと。それからもう一点、認可外保育施設の一部無償化の対象になるのは大変悩ましい話だと思っていまして、本来の趣旨でいうのは待機児童もしくは潜在的待機児童がいる地域では、認可施設に希望しているけれども、入れないのでやむなく認可外に行く、この方々が無償化にならないと公平性を欠くので、認可外施設を利用されている方も無償化にするというのが本来の趣旨であって、認可に入れるのに、最初から認可外に行きますとかは本来の無償化として想定はしていなかったのですが、国の制度設計ではそこも問わないということになっておりますので、京都市がその運用の条例も含めてこれから運用設計されるかと思うのですが、例えば、第1希望であれば認可に行きたい、第2希望、第3希望はかなり遠いところしかない、もっと近くに認可外があると、認可に行かずに認可外に行くケースがあって、それも無償化にしてしまうと、そっちを促進してしまうことになって、単純に排除はできないと思うのですが、悩ましいということはそういうところなのですが、そこは部会も含めて、いろんな多くの委員の方々の意見をお聞きいただいたうえで、丁寧な見通しを持った量の見込みを考えざるを得ない。何を言おうと質を落とさない、子どもにとっても、良い保育環境を確保することを大前提に少し丁寧にこれから詰めていかなければならないという要望でございます。

○川北部会長

事務局、今のご意見に対していかがでしょうか。

○長谷川課長

利用者のニーズに沿ったかたちということはもっともなことだと思っておりまして、基

本的には提供区域という形で整備の計画はこういう形で立てているのですけれども、実際に整備をする際には、その提供区域の中でも保護者のニーズがどこにあるのかを、実際に利用調整をする区役所・支所の子どもはぐくみ室からニーズを聞きながら行っていると。具体的には小規模を公募する際には、この駅から徒歩圏内とか、そういう形で公募しているということでございます。また、利用調整の中でも、保護者の通いやすいところを調整しているということもございます。無償化の話がございましたが、これには来年度、皆様のご意見をお聞きしながらしっかりと保育の質を、子どもの安全を確保することが大事だと思いますので、しっかりと検討していきたいと考えております。

○矢島委員

ニーズ調査の報告と量の見込みについて説明をいただいたのですけれども、ニーズ調査の結果によって、きめ細かな対応をされましたので26年以降待機児童ゼロが5年連続で達成されているということはお努力による成果だと思っております。今、ご説明された別紙2の表の細かい数字を見せてもらいましたけれども、29年度末の保育利用児童数と36年度末の要保育利用児童数を比較して見せていただきますと、提供区域全体として、減少しているところもあれば増えているところもあるということですので、また同じ行政区にありましても、その数値にばらつきがあるのがみられます。長谷川課長もおっしゃいましたが、提供区域ごとのニーズをこれから細かく見ていただく必要があると思います。今までは新設であるとか既存の園の増員であるとか、小規模園の設置によって、その辺の対応をずっとしてきていただいて、現在、待機児童ゼロが達成されていると思うのですが、今後、増やす方向だけではなく既存の施設にご努力いただいて、施設の中で対応ができるような工夫ができないかと思いますことと、それから小規模園が乱立されてきたという経過がありますので、小規模園が悪いとは言いませんが、保育の質を担保することではその辺の見直しもやはり含めながら、今後対応策をとっていただきたいと思います。

○川北部会長

事務局、今のご意見に対していかがでしょうか。

○長谷川課長

既存施設を重点的に受け皿としていくというのは、今回の全体的な傾向をみますと、やはり今後、要保育児童数というのも長期的にみると減少傾向にあると思いますので、非常に重要な視点であると考えております。また、来年度、提供体制を確保するに当たって、今のご意見を踏まえながら、あらためてきめ細かく、これまでじっくり施設型給付2に対して地域型給付1というような考え方をしていたんですけれども、今後は提供区域ごとにそれぞれオーダ・メイドで考えるみたいな、そういう考え方もあるのではないかと思います。

ますし、具体的にまとまっているわけではないですが、来年度ご意見を伺いながら検討していきたいと考えております。

○丸橋委員

NPO 法人おふいす・パワーアップの丸橋です。

これからの京都ということの希望も含めた意見なのですが、これだけ働き方が変わってきて、どんどん女性が働いていますのよね、これが進むと、なんでもかんでも女性に押しつけていたら、政治家がほとんど男性ですよ、本当にいろんな意味で、当事者感覚が変わっていかないのは危ないと思っておりまして、こちらの宣伝ではないのですが、2月15日に発行された「京都イクメン図鑑」では、6人の京都の男性と3組の双子のお父さんを撮ったときに、私はやっぱり男性が関わらない限り保育の質は上がらないし、もうちょっとご主人というかですね、育休とれたらと。進んでいるところは7割、8割、取っています。障害児を抱えるお父さん、5人を取材したら、あの育休法が出来たときに、必死で頼んで取らしてもらった。男の人も育休を取らないといけないと思っておりまして、男性が育休を取ったら、1箇月で何点、半年何点など、ポイントを上げてあげて、男性が育休をとれば保育園に入りやすくなるということで、京都は中小零細企業が多いのですけれども、大企業は頑張ってるが、1歳児から入園できるようにと。今回の一番のテーマが父親育児が救う、子どもの未来とあって、京都大学の大学院人間環境学科研究准教授の柴田はるか先生が、母親のストレスがどれだけ子どもに悪い影響を及ぼして、社会的不利、不登校とかがどうしてなっていくのか研究されているのを巻頭に入れているのですけれども、色々な意味で、何か秘策を持って、こんな資料を作ることがどれだけ大変なことかが分かりますので、余計にそういうのを活かしたうえで、なおかつ京都市ならではの本当に男性を変えていかない限り、企業が変わらない、園も一緒にお父さんがいたら全然違うのですが、保育の質も変わりますし、その意味で、ちょっと変わっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○川北部会長

そのあたりのことで事務局お願いします。

○荒木室長

男性の育休の場合は、2点のところを20点ぐらいつけるとかの発想だとは思いますが、良い発想と聞かせていただきました。前回、事業計画を作成するとき、私その時から携わっているのですけれども、真のワークライフバランスということを全面に出しつつも、なかなか進まない。今回、それにプラスして働き方改革ということがありますので、私たちが持っている危機感、無償化に伴ってですね、保育ニーズは京都では50%近く利用されているのでそれほど伸びない。3～5歳はほとんど保育園、幼稚園を利用されてい

るのですけれども、保育の長時間化がすごく気になりますので、そういう働き方改革というのを、なんとか上手くできないのかなと。それは幼保推進部会だけではできなくて、社会環境づくり部会というのがありまして、真のワークライフバランスとか男性の育児への積極的な参画とか、そちらの部会の方でも話をしながら、真のワークライフバランス、真の働き方改革を進めるという形、男性の育児の参加、ただ一つだけほっとしたのが、病児保育のところで父親が休んだということが結構増えていたんで、ちょっとだけその流れがあるのかと思いましたので、そういう風に取り組めていけばいいと思っています。貴重な意見、ありがとうございました。

○升光委員

ニーズ調査をとりまとめていただき、大変なご苦労だったと思います。ご苦労様です。

難しくて分からないこともございますけれども、働き方改革によって、保育時間の希望が10時間以上というのが、少し数値が減ってきているというのが、実際にどうなのかは別の問題としてあるかとは思いますが、減っている。そして病児保育のところで、お父さんが休めるというのがありますけれども、本来、誰が看ていきたいかというときに、父母が看ていきたいという数字がかなり増えてきたということがありました。ということはそれは病気のときだけではなくて、子育てということに対する主体が変化してきたということがあるのではないかと思います。それが就労とか、働かないわけにはいかないという生活状況とか、会社の就労の場面での状況なんかがあると思うのですが、それに打ってでる荒木室長の話にもありましたけれども、そこに11時間より少なくということがありましたら、保育の標準時間というのを京都は思い切って下げていくというのが必要なのではないかという気がします。それだけで片付くわけではないですけれども。それと同時に、いろんな意味で無償化によって、更に長時間、無償なら預けるという方が出てくる可能性があるんで、子どもの育ちの環境を通して、社会意識化として、そこのところをむしろチャンスにして、日本の社会が考え直していく必要があると思います。その一つに保育施設、幼稚園、預かり保育、こども園の職員の働き方ニーズも満たされていないのでなければ、本来の社会的な子ども環境のうつわ作りにならない。そこのところが満たされない限り、施設、制度に対する解決策が終わってしまうのではないかと思います。32年度からの子どもの話なんですけど、同時に社会意識としての社会の構造にまで踏み込まないと本当の5年間の制度設計にならないのではないかと思います。

大変な課題であるけれども共に考えたいと思います。

○荒木室長

病児保育の中で、父親が休みやすくなったとか、本当は家で看たいというのが伸びているということで、なぜ休めなかったというのが、参考資料2の51ページにありますけど、かなり増えているのは、仕事が忙しくて休めなかったというのが30ポイントぐらい増えてい

るのですね。職場に子どもの看護を理由に休みにくい雰囲気があったりとか 10 ポイントぐらい増えておりまして、休暇日数が足りなくて、休めなくなったというのが 6 ポイントほど増えておりまして、働き方改革といいながら、仕事が忙しくて休みにくい雰囲気があるというのがすごく増えているのは、これは、保育関係者、行政、保護者だけではなくともならない、企業、社会全体が意識を変えていくというか、無償化を良い意味でのきっかけになればと思っておりますので、取り組んでいきたいと考えております。保育士、幼稚園の先生方の働き方改革もしっかり考えないといけないということもありますので、この部会の想いとしては、量もしっかり議論していかなければならないのですが、無償化を目前にひかえて、保育士の先生、幼稚園の先生が希望を持って働き続けられるような環境作りが必要と思っております、持続可能な環境を作っていくための議論ができればと思っておりますので今後ともよろしくお願いします。

○井上委員

京都市保育園連盟の井上でございます。

地域の見直しに関しましては、南の該当地域に保育園を持っておりますので、旧南 1 につきましては地域からそういうお声もいただいておりますし、ありがとうございました。久世の方、南の新 3 でありますが、やはり駅が一つできると、これだけニーズが増えるのかと驚きましたが、環境が変わるだけで需要が増えるということですが、これからも新しい駅ができたり、大きなマンションができたりする場合は、これからもしっかりとみていただきたい。

資料の 21 ページのところですが、0 歳児、1、2 歳児の量の見込み数が上がっております。京都市保育園連盟ではプール制というのを運営しておりますので、その中でも保育標準時間の利用率をみますと小さい子どもほど高い、それは働かなければならないから高いと思うのですが、そこで働く保育士、幼稚園の職員の事務も増えてくるとなると、ますます職員は不足するというのが現状でございますので、その辺をよくしていただきたい。働き方改革について、他の方がおっしゃっていたのですが、ワークライフバランスじゃないライフワークバランスだと、生活が大事じゃないのかと、言葉だけ捉えても、やっぱり男の社会でも見目で捉えていると感じますが、できる限り、我々も努力させていただきますが、何か行政の方からそういう風になるように、保育園でも 0 から 2 歳児までは就労時間を短くするとか、あるいは残業させないとかという制度が我々の方にはありますので、企業の方にもそうしていただいたら、少しでも標準時間はない短時間で預けなければならないといった制度にしていいただければと感じております。

資料の別紙 2 のところをみますと、かなりバランスが崩れてきておりますし、やはり醍醐地域はマイナスということで、沢山のニーズに応えるために小規模や保育園の定員増などをしながら、待機児童対策をしまいましたが、これから 5 年間にぜひ考えたいのは定員割れということが出てきますので、今度は逆の立場で各園の運営がスムーズ

にいきますように配慮いただくようお願いします。

無償化の懸念は全てが11時間保育を希望されることになると、ますます働く職員が、それこそどうして保育を実施したらいいのか分からなくなるので、是非、今まで通りの時間で運用できるように行政の方におきましても、そのようなインセンティブが働くような策を練っていただくようお願いします。

○中島委員

小規模保育事業所の中島と申します。

小規模保育の立場から言わせていただきます。小規模というのは林立状態だと思います。確かにニーズというのはすごく高まっておりますし、今年も小規模ができるようすけれども、ぎりぎりになっても受け入れ体制が整っていないということも聞いておりますので、ただ受け入れることだけではなくて、きちんとした保育ができているかどうか、そこら辺をちゃんとみていただきたいと思っておりますし、これからは中身についてもやっていただきたいと思います。職員というのが、保護者という立場でもあることがあるので、そこら辺の負担を減らすことで楽になります。それはお金だけで解決することではなくて、例えば子どもが2人、3人いるのに、お布団を持って帰らないといけないとか、こちらでは、用意して、手入れもしております。食事については、とても細かく指導されていますけれども睡眠についてもとても大事だと思っております。しっかり手入れされた布団でぬくぬくと入ることはやはり心身の発達に影響を与えるものですし、そういう観点からみても、そのこのしんどさ、おむつであるとか、そういうところから取ってあげるといのがいると私は思っています。そこで获得感、行って良かった、預けて良かったというところからもあると思う。無償化にすれば職員が大変だということはこれからの心配事であります。

○矢島委員

先程来、病児保育について話が出ていますが、私は保育をさせていただいているものとして、病気のときぐらいママが側にいて欲しいと多分子どもが訴えているだろうと、それが子どもの本音だと思いながら、それでもやむなく、それに対応しなければならない現状があるというのも心の中で整理がつかない状態にいるということです。2月21日でしたか、京都府医師会園医協議会総会がございまして、そこで講演があったのですが、京都府における病児保育の現状と課題ということで、お話を聞かせていただいたのですが、課題を解決していくのに、どうやら京都府病児保育事業検討会というのが発足されるようです。まだしっかりと組織ではないようですが、何人かの先生が集まられて、今後の病児保育をどのようにしていけばいいのか、はっきりした方向性を示していこうという動きがあるということをお聞かせいただきました。この中にも入っていたと思うのですが、実際に看板はあげているものの稼働していないという病児保育の施設もあると聞いておりますので、なぜ稼働していないかといいますと、その理由が課題としてあげられていたのですが、

利用しにくいというのが大きなネックになっているようです。例えば、利用する度にその診療所の診察を受けてからでないと利用できないということがあるとか、申請書類がその場で書きづらかったりするそうです。既に利用されたことのある方は、スムーズに保育に繋げていこうとする施設があるが、全ての施設においてスムーズに受け入れられるよう、何か一定のルールを作っていこう。それから書類に関しても一定の書類を作成していこうと考えているというお話もありましたので、また情報を交換しながら市民の皆様にもご提供いただけたらと思います。

○川北部会長

矢島委員、貴重な情報、ありがとうございました。

まだまだ議論はあるかとは思いますが、次のところでも関わってくるかと思うので、何か御意見がございましたら、お手元にあります「御意見・御質問票」に記載いただきますようお願いいたします。

続きまして、2つ目の議題の「幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みについて」のうち、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、事務局から説明をお願いします。

■「幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みについて」のうち、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて

事務局（橋本民営保育施設課長）から、資料2-3①、資料2-3②を用いて説明。

事務局（酒崎私立幼稚園振興課長）から、資料2-3③を用いて説明。

事務局（橋本民営保育施設課長）から、資料2-3④を用いて説明。

○川北部会長

時間が押しておりますが、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

○西委員

西です。子どもが幼稚園の預かり保育をよく利用していて、ニーズ調査の参考資料2の23ページで、どんな施設を今、利用しているかで保育か預かり保育をほぼ毎日利用が25年から30年であまり数字では増えているように思えなかったのが意外で、私の感覚と違う感じがあって、今5年生の子どもときはママ友同士で預かりとかをしていて、小学校とかで用事があるときに、もう一方の用事がないお母さん達が預かるとかママ同士で預かったりすることがあって、今は幼稚園の預かり保育を使う人がほとんどになっているような感覚が私にはありました。気になるのは、預かり保育は便利で先生もすごく子どものことを褒めて、自信を持って育てていただけているのですけれども、先生に対するケアも大事だ

と私も思います。便利になっているけれども、もどかしいような気持ちもあって、上の子どものときは預かり合ったりする中で、子どもの成長がお互いに見えたりして、ママ友同士で「成長し合ったね」という時間もあったのですが、今は、みんな忙しくて、ぱっと子どもを迎えに行って、交流もあるのですが、すごく保護者の働き方というか、子どもに向き合う姿勢が変わってきているような感じもしていて、お母さん達の交流も残したい気がします。それは働き方改革に繋がるのではないかと思います。病気のときも休めるというのは、私もスケジュールがある中で、子どもが病気になると一緒に過ごす時間があって逆に豊かな時間が過ごせるときもあるので、便利になる反面、子どもとの時間というのが大切にされたいと思います。

○川北部会長

他にご意見があればお願いします。

○水谷委員

水谷です。今出てきた話の中で、一時預かりと預かり保育が出てきたかと思いますが、実際、預かり保育自体は、幼稚園自体で充実してきて、ただ毎日預けるという方はやはり保育園を選ぶ方が多いのかと思うのと、時々預けるという利用の中ではやはり仕事をされていない方に対する調査だと思うので、そこはなかなか増えていかないのかと、毎日預ける人が増えるのではなくて、時々預ける、育児疲れとか出産とかでの伸びなのかと思っておりました。その一方で、一時預かりが幼稚園の方でも課題というか、幼稚園にくるまでの2歳のお子さんを一時的に預けるところがないというところで、幼稚園に上の子を入れているのだけど、下の子は預けるときは保育園のところの一時預かりを利用するという方が沢山いらっしゃるって、その一時預かりというところをどういう風に充実させていくというところを考えていたところでした。病児保育については途中で出てきたようにできれば自分の手で看たいということが多くて、ほっとしたのですけれども、病児保育をどうしても利用せざるを得ない方がいかにその施設を最大限に利用できるのかというところと病児保育ということところが充実しすぎて、できれば自分の手で看たいけれども、そういうところがあるのであればそちら方という流れが大きく出てこないような考え方も必要なのではないかと思いました。

○丸橋委員

丸橋です。病児保育に関しては、やっぱり必要な方がさっと使えることが非常に重要なので、そういう点ではなかなかインフルエンザが流行って、どうしても仕事が休めないとか、他でやっている民間でも小学生は3年までと言われたりして、皆さん、絶対休まれないときの、セーフティネットをどうしようかと、私その相談をよく受けるのですが、なかなか働きはじめた場合は休めない。そういう本当に困った方がちゃんと行けるようにどう

したらなるのかと考えていて、診察を受けずにぱっと見てくれるところは 100 回以上電話をかけても駄目だったとか、また地域的にないところもある。私は右京区なので、ないと思うし、院内保育所みたいなのが多いので、そちらの方が優先になるので、安心感がない。もうちょっとできないか。他の市町村をみても、例えば大津市では、できた保育園のその一部が病児保育所が併設されていたり、いつも看ている子を保育士さんたちが看てくれるから安心というのを聞くとうらやましい。看護師さん常駐の保育所も一部あるので、やっぱり安心されるお母さん達が多いです。どうしても子どもが熱を出したりして呼び出されたりしてもどうしても迎えに行けない場合もある。働き方改革といえども、本当にどうなっていくのかと、困っているお母さん達に応じるようなことができないか。一時預かりも増えてありがたいが、やっぱり緊急のとき一つ一つの園に聞かないといけないのも大変なようで、お母さん達の不安感を取り除いてあげてくれないだろうかと思います。公務員の方は子どもがインフルエンザで休むときは、自分が休むときだと言われるが、休めない方もいられるので、困った方にどう応じるのか、病児保育や一時預かりも対応していただけたらと思いますし、関係ないですけどファミリーサポートもいいとは言いながらも、気の毒なことも聞いてしまう。個人と個人でやっているの、その人をお願いしたのに、急に用事ができたので駄目ですとなったり、普通の法人なら誰が別の人を代わりに出したりするのですが、本当に困った方に役に立っているのかと、再検討をお願いしたいと思います。

○川北部会長

予定の時間になりつつあるのですが、あと 2 つ議題が残っております。今の件について事務局から補足があります。

○酒崎課長

預かり保育について、23 ページは全市的にまとめた数字になっておりますので、正直、地域ごとに分析していきますと、ニーズも異なっております。それぞれの地域ニーズに応じて幼稚園の方も預かり保育の時間や日数の設定をしておりますので、比較的幼稚園の預かり保育の人気のある地域とそうじゃない地域がございますので、実感とずれているところもあるのかと思います。一方で 32 ページを見ていただくと、「働き方改革によって、配偶者の働き方が変わったらどこを希望しますか」というところでは、「預かり保育を毎日利用したい」、また「たまに利用したい」というのが 9. 8%、11. 3%と預かり保育の利用者が伸びたりする傾向もございますので、預かり保育のニーズは比較的高いのかと思います。低年齢の方を対象にした幼稚園における制度については、ちょうどこの 1 月から市会の承認を得まして 2 歳児の接続保育、つまり国の制度を使いまして、利用料を軽減するような仕組みもできております。希望がある園については、幼保総合支援室の方に相談していただいて、一定の保育士の数であったり面積であったり、基準に合うかどうかなど相談させ

ていただいて、10 箇園から 15 箇園程度でこれから実施する取組がありますので、この場で紹介させていただきます。

○橋本課長

病児保育についてですが、本当に困った方に利用してもらうことが大事だと思っております。病児保育事業所の拡充につきましては、今まで大規模病院、病床数の多いところに限って、病児保育を展開していったところですが、昨今のニーズを踏まえ、診療所レベルまで落として、病児保育ができないかという検討をしているところであります。また、予約したにもかかわらず当日無断でキャンセルしたり、インフルエンザの流行期には、一度に預けたいと思う人が増えて、預け入れ数が一杯になるため、一人の方が複数の施設にキャンセル待ちで電話することにより、真に必要な方が使えなくなってしまうような事例があるので、キャンセル料の徴収を認めることによって、必要な方のみ使えるような仕組みに変えようとしているところです。

あと、感染症の疑いあるお子さんもいるので、事前診察なしに受け入れるということはなかなか病院としてもハードルが高く、稼働率の高い事業所での優良取組などを聞きながら、それをフィードバックしていくことで全体的な稼働率の上昇につなげていきたいと考えております。

○川北部会長

ありがとうございます。3 つ目の議題の「子ども・子育て支援新制度施行後の経過措置に係る取扱いについて」、事務局から説明をお願いします。

■子ども・子育て支援新制度施行後の経過措置に係る取扱いについて

事務局（橋本民営保育施設課長）から、資料 3 を用いて説明。

○川北部会長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

○矢島委員

66 ページの②の保育事業所内の保育事業について、満 3 歳以上の受入可能について、今後検討するとの説明でございましたけれども、子どもの育ちに当たって相応しい環境が担保されているかどうかを検討の大きな要素になろうかと思っておりますので、検討の課題としていただきたい。

○井上委員

同じ 66 ページで、大型連休のときに保育所が空いたら補助金を付けていただくというこ

とを国が言っていますが、京都市さんは何かありますか。

○川北部会長

事務局お願いします。

○橋本課長

現状、国から通知が出てきたところであり、まずは、どれだけのニーズがあるのかの調査をしなければならないと思っております。近々、保護者から預かってほしいとの声が上がっていますかというニーズ調査をさせていただく予定にしているため、その結果を踏まえたうえで、休日保育を拡充していかなければならないのかとかという判断をしていければと思っております。

○川北部会長

他にないでしょうか。今日は盛り沢山ですので、何かご意見、ご質問があればお手元の用紙にご記入いただくということをお願いします。

それでは4つ目の議題は報告事項とのことですが、「幼児教育・保育の無償化における認可外保育施設等の取扱いについて」、事務局から説明をお願いします。

■幼児教育・保育の無償化における認可外保育施設等の取扱いについて

事務局（長谷川幼保企画課長）から、資料4を用いて説明。

○川北部会長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

○矢島委員

現在、指導監督基準を満たしているのは12箇所ということですね。

○長谷川課長

京都市の方で基準に適合しているかを確認しているのが12件ということです。

○矢島委員

京都市の条例を設けていただければ、12箇所に関しては無償化になるということですか。

○長谷川課長

京都市の基準をどのように定めるかは、今後、国の動向を確認しないといけないのですが、現状ここにある12箇所というのは、その下の3-2の表の国が定めている指導監督基準

を満たしているということが確認できているというところでございます、条例の有無にかかわらず無償化の対象となります。今後、検討する部分というのはどういう形で基準を設けるのか、設けないのか、それとその基準に適合していない施設を無償化の対象から除外するのかなど、国は指導監督基準を満たしていなくとも5年間は無償化の対象としますよと言っておりますので、それを自治体の方で5年間に限ったとしても指導監督基準もしくは京都市が別途定める基準を満たしていないと無償化の対象としませんよという定めを置くかどうか、そういうことが検討課題となっております。

○川北部会長

今日は盛り沢山ですけど、大事なところだったと思います。私も自分の子どもが保育園に行って、保育園でお世話になっていたときには、子どもが病気になって、その時には病児保育という言葉もない頃なので、他に預かってくれるところはないだろうかと思ったのですが、立場が変われば、病気になって預けなければならない仕事って何なんだろうって思いますし、子ども達にとってどうなのかというところを大前提におきながら、その中で私たちができるところを探っていきたくて常々と思っております。それと保育者を養成する立場ですので、今、保育者になりたいと思っている学生達をみつつ、この人達が自信を持って働けるような職場であって欲しいと考えておりますので、また、色々な立場におられる委員さんに出てきていただいておりますので、これからも有意義な会議になっていきますようにと思います。今後ともよろしくお願いします。

それでは事務局に進行をお返しします。

○谷口課長

川北部会長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、本日はお忙しい中、長時間にわたって御審議いただき、厚く御礼申し上げます。

以上で、第2回幼保推進部会を終了させていただきます。